

新型コロナウイルス感染症に係る生協組合員活動の指針について(第5版)

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の陽性者は減少しつつありますが、コロナ病床使用率は高値であり医療提供体制の逼迫した状況に変わりはありません。当法人の事業所でも複数の陽性者が確認され対応に追われているところです。

そのような中、緊急事態宣言が3月7日まで延長されました。政府と自治体は不要不急の外出を避けるように訴えています。この事態を受け「新型コロナウイルス感染症に係る生協組合員活動の指針について(第5版)」を示します。内容は第4版と概ね同様で、引き続き活動の制限をお願いしておりますが、変更点として、生活困窮者への支援活動について運用を検討していることが追加されております。引き続き、感染拡大防止と組合員皆様の安全な組合員活動を行うために、ご協力をお願い致します。

2. 組合員活動について

- 3月7日まで以下の組合員活動は中止します。

班会 サークル活動 健康チェック 保健講座(ただしリモート開催は可)

- 以下は感染対策を取り、マニュアルに沿って実施してください。

感染対策

- ①体調が悪い人、家族で体調不良者がいる場合は参加しない
- ②マスク着用
- ③手指消毒・設備消毒
- ④1m以上の間隔
- ⑤喫食なし
- ⑥飲み物は離れて個別
- ⑦換気を十分に
- ⑧時間を決め、長時間にしない
- ⑨会話は最小限に
- ⑩コロナ感染チェック表の記載

★開催前に「新型コロナウイルス対策 正しく知って正しく予防」を学習しましょう
集まる時は個人の「個人健康チェック表」を記載し提出してください

- ①情報共有のため、協議会・支部運営委員会(三役)・専門委員会(事業所利用委員会含む)は基本行うことを可としますが、形式はリモートを基本とします。
ただし、リモートの対応の難しい方は広い場所を確保してください(公共施設の定数の半分以下)
- ②3月の生協だよりは発行します。支部ニュースを発行する場合は感染対策を取り作成をお願いします。
- ③仕分けは感染対策を取りお願いいたします。
指をなめないで、指サックなど使用しましょう。
- ④患者との接触を避けるため、事業所の利用は不可とします。
場所の確保をお願いします。
- ⑤生活困窮者に対する支援活動は、新型コロナウイルス感染症対策本部に申請し、感染対策状況を確認し、許可された時のみ実施になります。(用紙別途配布)



3. お願い

- 支部や班の中で、電話で訪問行動し、コロナ禍でもつながっていきましょう。
- ビニールエプロン作りやウエス（布切）にご協力いただける方は集まらず、自宅でお願いいたします。出来上がった物は組織部が取りに伺います。

4. 日常生活について

- 不要不急の外出を避け、日中も会食を避けましょう。

5. 発熱や体調不良の時は、まずかかりつけ医（病院・診療所）に電話をしてご相談ください。

6. 安全な組合員活動をすすめるために新型コロナウイルス陽性者情報など心配事は共有しましょう。

- 基本的には診療機関・保健所の指示に従い治療・療養になりますが、それでも心配事があればご相談下さい。
- 感染の情報相談については「個人情報に十分な配慮」を行い法人組織部にご相談下さい。感染対策本部と相談を行い対応致します。

電話：03-3947-7082 または 070-1307-1494 担当者：小西

電話：03-3947-7018 または 070-4006-0365 担当者：高野